

いわて旅応援プロジェクト第2弾の各種割引は、【岩手県内にお住まいの方】が割引対象です

宿泊者・旅行者全員の身分確認を行います

「いわて旅応援プロジェクト第2弾いわて応援クーポン」の割引適用対象者は、岩手県に居住する方が対象者です。岩手県外にお住いの方は同行者を含め適用外です。

割引希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、割引適用される宿泊者または旅行者本人が岩手県に居住していることが確認できる書類を提示し証明してください。

岩手県に居住することを確認するために必要な書類(例)

- マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
- 住民票の写し
- 公共料金等の領収証書(電気・ガス・水道・NHK・固定電話)等

岩手県に居住することを確認するために必要な書類として認められないもの(例)

- 宅配伝票、郵送伝票等の送料支払伝票、はがき・郵便物
- 岩手県内の店舗・小売店・飲食店等のポイントカード
- 通院中の岩手県内病院の診察券
- キャッシュカード、クレジットカード
- 名刺、勤務先の社員証

割引対象者はあくまでも宿泊者・旅行者です

いわて旅応援プロジェクト第2弾の割引対象者は、宿泊者及び旅行者です。ご予約された方が岩手県内にお住まいの方でも、実際に宿泊する(旅行する)方が県外にお住まいの場合は、割引適用外となりますのでご注意ください。(宿泊者・旅行者が岩手県内在住であることを証明できない場合は割引適用外です。)

【割引適用 不可】



【割引適用 可】



【割引適用 可】



宿泊及び旅行取消の場合のクーポンの返還

宿泊及び旅行をキャンセルする場合はいわて応援クーポンの発行を受けた(=旅行の予約をした)旅行会社等に必ず返却してください。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額をお支払いください。いわて応援クーポンの返却が行われない場合には、給付金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性があります。

ご注意事項

- 宿泊施設や旅行会社が居住地を確認を行う際に、居住地が確認できない方の割引適用はできません。
- 同行者等が県外居住者であることが発覚した場合は、割引適用外の方分は正規料金でお支払いいただきます。
- 岩手県内居住者のなりすましや、虚偽の申告があった場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- 岩手県に居住することを確認するために必要な書類の貸し借りが発覚した場合は、不正受給として割引分をご返金いただきます。
- なりすまし、虚偽の申告、転売、転売商品の購入については、法令により罰せられる可能性がありますのでご注意ください。

1-3. 宿泊割引及び日帰り旅行割引といわて応援クーポンの適用方 全体像

申込書・誓約書の受領

STEP 1：お客様から申込書を受領する

宿泊割引申込書（または宿泊旅行割引申込書、日帰り旅行割引申込書）をお渡しし、必要事項をご記入いただきます。お客様と適用代金と割引額について、お客様と確認してください。



STEP 2：岩手県居住者であることを確認する

お客様に身分証明書等をご提示いただき、岩手県居住者であることを確認してください。確認後、STEP 1 でお客様からいただいた書面の担当者記入欄へ必要事項をご記入ください。

STEP 3：お客様からいわて応援クーポン誓約書をいただく

【様式第13号】いわて応援クーポン誓約書をお客様へ手交し、内容をご確認いただきます。ご署名をいただいた方に、クーポンをお渡します。

※必ず発行日の記入と店舗印の押印をお願いします。

STEP 4：クーポン券発行店舗印を押印後に手交する

いわて応援クーポンに、発行店舗印を押印し、お客様にお渡しください。

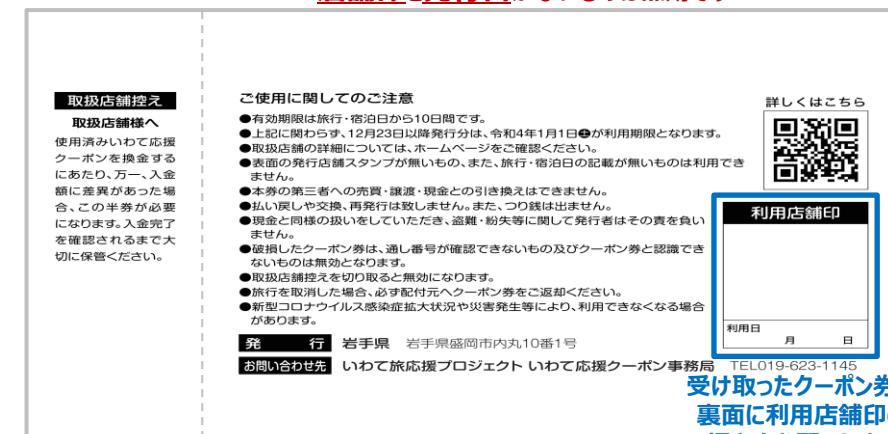
※裏面はクーポン利用店舗用の使用済クーポンの確認用の押印欄ですので、押印しないようにお願いします。

いわて応援クーポン券面／お一人様2,000円分

【表面】ひとりあたり1,000円券を2枚ずつお渡します



【裏面】宿泊施設または旅行会社で発行された店舗印と発行日がないものは無効です



いわて旅応援プロジェクト第2弾 利用者が遵守すべき事項

いわて旅応援プロジェクト第2弾の利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします

■新型コロナウイルス感染症感染防止対策の徹底

旅行者は以下に掲げる感染防止対策を徹底すること。

(1) 旅行時は毎朝、検温等の体温チェックを実施し、発熱がある場合や風邪症状がみられる場合には、宿泊施設近隣の医療機関等の指導に従うこと。また、スマートフォンを利用されている方は接触確認アプリを利用すること。

(2) 旅行中には、「新しい旅のエチケット」を実施すること。宿泊施設のみならず、旅先のあらゆる場面で3密が発生する場や施設等は回避し、大声を出すような行為もしないこと。

(3) 宿泊施設等では、チェックイン時の検温、旅行者の本人確認、浴場や飲食施設での3密対策の徹底、食事の際の3密の回避等が本事業の参加条件。また、本人確認は、同行者も含め全ての参加者について実施するため、免許証などの書類を持参すること(※)。持参しなかった場合、後日送付するなど宿泊施設等の指示に従うこと。

(4) 検温の際、37.5度以上の発熱がある場合には、各施設が定める客室等に待機し、宿泊施設近隣の医療機関等の指示を仰ぐこと。これら宿泊施設等の従業員の指示には必ず従うこと。

(5) 若者の団体旅行、重症化しやすい高齢者の団体旅行、大人数の宴会を伴う旅行は一般にリスクが高いと考えられている。実施する場合には、着実な感染防止対策が講じられることを前提として、適切な旅行をすること。

**厚生労働省
新型コロナウイルス
接触確認アプリ
COCOA**

COVID-19 Contact Confirming Application

自分をまもり、大切な人をまもり、
地域と社会をまもるために、
接触確認アプリをインストールしましょう。

厚労省 接触確認アプリ 検索

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

ありがとう！守って安心 エチケット



マスク着け、
私も安心、
周りも安心。



間あけ、
ゆったり並べば、
気持ちもゆったり。



旅ゆけば、
何はともあれ、
手洗い・消毒。



新しい旅の
エチケット

感染リスクを避けて
安心で楽しい旅行

エチケット 守るあなたは 旅達人



楽しくも、
車内のおしゃべり
控えめに。



おしゃべりを
ほどほどにして、
味わうグルメ。



毎朝の健康チェックは、
おしゃれな旅の
身だしなみ。

ひとり一人の協力が、みんなの楽しい旅を守ります

あなたも、あなたの大切な人も、働く人も、観光地も

旅行連絡会 効力：国土交通省・県庁

旅行連絡会…交通事故や安否・旅券持出者の旅行連絡の要請を受け付ける機関。詳しくは、<https://www.jata-net.or.jp/virus/> を参照ください。

いわて旅応援プロジェクト第2弾 利用者が遵守すべき事項

いわて旅応援プロジェクト第2弾の利用者は、対象商品の申込みにより、以下の内容に同意するものとします

■ クーポン適用のための岩手県居住の確認

「いわて旅応援プロジェクト第2弾」の適用対象者は、岩手県に居住する者とする。クーポン適用希望者は、申込時または精算時に、申込または精算個所にて、岩手県に居住していることが確認できる書類を提示し証明すること。

岩手県に居住することを確認するために必要な書類（例）

- マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、旅券、在留カード、特別永住者証明書、海技免状等国家資格を有することを証明する書類、障害者手帳等各種福祉手帳、船員手帳、戦傷病者手帳、官公庁職員身分証明書等、健康保険等被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、年金証書等
- 住民票の写し、公共料金等の領収証書(電気・ガス・水道・N H K・固定電話)等

■ 宿泊及び日帰り旅行取消の場合のクーポンの返還

いわて応援クーポンの発行を受けた（＝旅行の予約をした）旅行会社等に必ず返却すること。仮に返還が行われない場合には、当該紙クーポンの金額に相当する金額の請求を行う。返却が行われない場合には、給付金の不正受給となり、返還請求の対象となるほか、詐欺罪に問われる可能性がある。

■ その他

- 本事業の対象商品の販売者及び事務局が、自身に代わって給付金相当額を受け取ることを承諾します。
- 本事業の対象商品の販売者が取得した利用者の個人情報は、給付金の申請を行うため、岩手県及び事務局に提供します。
- 万が一、虚偽の申告や不正受給があった場合は法令に基づき罰せられる可能性があります。

■ まん延防止等重点措置の実施区域の取扱い

対象都道府県の区域が、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第31条の4第1項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示された場合には、同法第31条の6第1項に基づき当該都道府県知事が措置を講ずるよう要請した区域（以下「措置区域」という。）については、当該措置を講ずる期間中、本事業の活用を停止することとする。仮に、当該措置区域について割引支援事業等を実施・継続した場合には、当該措置区域以外の区域も含め対象都道府県による割引支援事業等全体を本事業による支援の対象外とする。

■ 旅行中の体調不良等への対応

- 旅行中に発熱やせき、からだのだるさ等の体調不良が出たお客様は、
・宿泊施設であれば、フロント等にその旨をお申し出ください。
・その他の場面であれば、近隣の医療機関や受診・相談センターまでご連絡ください。また、ご連絡先がわからない場合などは、いわて旅応援プロジェクト事務局コールセンターまでご連絡ください。

【いわて旅応援プロジェクト事務局コールセンターの連絡先】

お客様専用電話番号

019-623-1145

